

生徒心得

津和野高校での三年間は、みなさんの夢を実現するためにあります。また、毎日の生活はよりよい人格（人間性）を創り上げる過程でもあります。自ら学び、自らを律し、自立した生活を送るよう心掛けてください。

高校生活の中心は学業です。学業に集中し、努力することによって、自分の進むべき道や方向性を見つけてことができます。また、そこから優れた知性と豊かな感性を育てていくことができます。自分自身の可能性を広げ、夢を実現するための三年間としてください。

1. 礼節

挨拶は相手に心を開くことを意味します。校内外を問わず、明るくさわやかな挨拶と相手の人格を尊重した節度ある態度を心掛けよう。

2. 校内生活

学校は、教職員と生徒がお互いに知性を磨き、人格を高め合う場である。そのために規律ある生活を心掛けよう。

- (1) 朝礼から放課になるまで無断で校外に出ることを禁止する。
- (2) 欠席・遅刻は保護者を通じて、生徒朝礼開始までに連絡を行う。
- (3) 校舎の使用は18：30までとする。
- (4) 施設・備品を大切にし、破損紛失等を発見した場合には学級担任に届け出る。
- (5) 火器の使用は、ストーブ使用規定に則り十分注意する。
- (6) 貴重品は各自の責任により管理する。
- (7) 校内の清掃、身の周りの整理整頓に十分心掛ける。

3. 校外生活

社会の一員、家庭の一員として自覚ある生活を送ること。

- (1) 常に津和野高校の生徒としての自覚を持って行動すること。
- (2) 夜間外出は21：00までとする。
- (3) 寮生は寮の規則に従うこと。
- (4) 外泊は保護者の許可を得ること。
- (5) 学業期のアルバイトは原則禁止とする。ただし長期休業中のアルバイトに関しては別に定める。
- (6) 公共交通機関を利用する場合、公衆道徳を守り、身体の不自由な方やお年寄り等に対しては特に心ある態度で接すること。
- (7) 法令や公衆道徳に反する行為は厳に慎むこと。

4. 諸届

以下の事項については、事前に届出て許可を得ること。

- (1) 外出届 ・・・ 終業までの時間で校外に出る場合に提出 → 生徒部に提出
- (2) 入寮願 ・・・ 入寮する場合に提出 → 生徒部（寮務部）に提出
- (3) 自転車通学願 ・・・ 自転車で本校または最寄りの駅まで通学する場合に提出
→ 担任 → 生徒部に自分の合羽とヘルメット持参の上提出
- (4) 自動車教習所入校願・・・ 自動車学校に入校する際に提出 → 生徒部に提出

◆ 住所を変更した場合は、すみやかに担任に申し出ること。

身だしなみ規程

身だしなみについては以下の通りとする。

1. 制服

登校時から下校時まで、以下に示す本校指定の制服ⅠもしくはⅡを着用する。なお、故意による加工等で基準を満たさなくなった制服については再度購入をしてもらうこととする。

(1) 制服Ⅰ（学生服タイプ）

- ① 黒色の詰め襟標準マークのある学生服・標準マークのある学生ズボンを着用する。
- ② 右襟元に校章、左襟元に学年章をつける。（夏服時は不要）
- ③ 学生服の下に着用するカットシャツは白無地とする。
- ④ 夏服は白無地のカットシャツを着用する。

(2) 制服Ⅱ（セーラー服タイプ）

- ① 本校指定のセーラー服・紺色標準スカートを着用する。
- ② スカート丈は膝頭にかかる程度とする。
- ③ 左胸に校章・学年章をつける。（夏服時は不要）
- ④ 夏季は夏季指定のセーラー服を着用する。

※ 制服Ⅰ・Ⅱ共通留意事項

- ① 靴下は白、黒、紺を基調とし、くるぶしより長いものを着用する。
- ② 夏服の中着は無地（白・黒・紺）とする。
- ③ ストッキング、タイツを着用する場合は、無地（黒・紺・ベージュ）とする。
- ④ カーディガンを着用する場合は、華美色以外の無地かつ余計な装飾のないものとする。
- ⑤ 入学式、卒業式およびそれに準じる儀式・式典における服装については、別途指示に従うこと。
- ⑥ 登下校時は、体操服を着用してもよい。ただし、朝礼までには制服に着替えておくものとする。

◆ 冬服から夏服への移行期間を5月15日～6月15日、夏服から冬服への移行期間を9月15日～10月15日とする。ただし、状況に応じて移行期間を延長する場合もある。

2. 頭髪

事情により許可を受けた場合を除き、以下を原則とする。

- ① 染色・脱色・パーマ等の加工は禁止する。
- ② その他、加工による華美、奇抜な髪型など、面接試験に対応できない髪型は禁止する。
- ③ 髪を結んだり留めたりする場合は、華美でないヘアピン、ヘアゴム等を使用すること。

3. 化粧・装飾品等について

- ① 化粧（付けまつげ、アイプチ等を含む）やマニキュア等をして登校することを禁止する。
- ② 指輪、ピアス（耳を開けることをしない）、ネックレス、ブレスレット等の装飾品を着用することを禁止する。

注意事項

◆ 身だしなみについて、生徒部で好ましくないと判断した場合は個別に指導を行う。

携帯電話等の指導について

- (1) 建物内では終日、敷地内では始業時から終業時までには携帯電話の使用を禁止する。電源を切り、かばん等に保管する。制服の胸ポケット等に入れることは禁止する。
- (2) 放課後、保護者と連絡をとる必要がある場合は、建物外で使用し、マナーを十分守ること。（歩きながら使用したりしない。）

◆ 上記の規則に違反した場合、生徒部内規定(別に定める)により指導を行う。

自動車教習所入校について

津和野高校在学中に、道路交通法による運転免許を取得することを原則として禁止する。

(1) 自動車教習所への入校

- ① 第3学年に在籍する生徒で、普通自動車免許取得のために自動車教習所への入校を希望する場合、所定の書式により保護者連名の上、生徒部へ許可を申請しなければならない。
- ② 自動車教習所への入校日は以下の通りとする。
 - ・就職内定者・・・第2学期終業式 翌日以降
 - ・進学者・・・学年末試験以降

(2) 自動車教習所への入校許可条件

- ① 卒業後直ちに運転免許の必要があること。
(自動二輪については就職先で必要な場合のみ許可)
- ② 第1学期、第2学期のいずれかの評価が1でないこと。
- ③ 運転免許取得のための本試験(学科試験)は卒業式翌日以降に受験し、自動車教習所卒業証書、仮免許証は保護者において管理すること。
- ④ 学業、学校行事を優先し、家庭学習期間中の出校日は必ず出校すること。
- ⑤ 自動車教習所においても、本校生として自覚を持った行動ができること。
- ⑥ 学級担任および学年主任の許可が得られること。
- ⑦ 懲戒処分中でないこと。

(3) 教習の停止

- ① 学年末の試験で単位不認定があった場合は、単位が認定されるまで教習を停止する。
- ② 自動車教習所入校中に、懲戒処分を受けた場合、卒業式当日までの教習を停止する。
- ③ 登校日に教習を受ける目的で学校を欠席した場合、教習を停止する。
- ④ 本校生徒部、学級担任、学年主任が教習を停止すべきであると判断した場合。

I 生徒の問題行動への対応と懲戒処分について

本校では、生徒の問題行動への対応と懲戒処分について下記の通り定めています。このことにつきまして、ご質問等ありましたら遠慮なく本校教頭または、生徒部までお問い合わせください。

1. 生徒の問題行動発生への対応

- (1) 保護者同席の上、事実確認を行います。ただし緊急を要する場合は、生徒本人に事実確認を行い、聞いた内容を保護者の方に連絡いたします。
- (2) 問題行動に対する懲戒処分は職員会議を経て、校長が決定します。
- (3) 保護者同席の上、校長から生徒本人へ懲戒処分の申し渡しを行います。

2. 懲戒処分の種類は、島根県立高等学校規程に基づいて、次の4つがあります。

- (1) 訓 戒
- (2) 謹 慎・・・7日以内
- (3) 停 学・・・8日以上
- (4) 退 学

3. 懲戒処分の対象となる行為

- (1) 喫煙（加熱式タバコ・電子タバコの類を含む）
- (2) 飲酒（ノンアルコール飲料の類を含む）
- (3) 暴力行為
- (4) 窃盗
- (5) 試験中の不正行為
- (6) 無断免許取得
- (7) 定期券等不正使用
- (8) 無許可アルバイト
- (9) その他本校生徒としての本分に反する行為については別途審議する。

4. 懲戒の解除

保護者同席の上、生徒本人へ校長が行います。

なお、万一問題行動等が発生した場合は、速やかに学校（担任）へご連絡願います。

II 登下校時の交通安全について

1. 【保護者の皆様へ】

- 高校前の道路での車の駐停車、及び車の乗降は控えてください。登下校時の校内乗り入れは、けが・病気等での送迎に限らせていただいています。
- 送迎等は、嘉楽園前の駐車場をご利用ください。

2. 【生徒の皆さんへ】

- 駅からスクランブル交差点までの間は、高岡通り（ローソン・ポプラがある通り）を通ってください。なお、その際は歩道を通ってください。（駅から学校に向かう際は左側の通行、学校から駅に向かう際は右側通行となります。）

- スクランブル交差点から学校グラウンド前までの間は、川沿いを通ってください。
その際に、横に広がって移動することは、車等の通行の邪魔になりますので止めてください。
- 自転車を登下校に利用する際は、交通法規を守り、被害者にも加害者にもならないように注意してください。特に、次の点に注意してください。
 - ・左側通行をすること。
 - ・並進をしないこと。
 - ・傘差し運転、2人乗り運転をしないこと。
 - ・ヘルメットを着用し、運転すること。
- 正徳寮から学校までの間は、寮務部の指示に従い登校してください。
- 徒歩、自転車ともに、イヤホンやヘッドフォンやスマートフォン等の利用をしながらの通学は、危険ですので絶対にやめてください。

Ⅲ 自転車通学について

自転車通学(自宅から最寄の駅への利用を含む)を希望する生徒は、別紙「自転車通学許願」に記入し、入学式の日担任に提出し、印をもらった後、自分のヘルメットとカッパを持参のうえ、生徒部に提出してください。その許可にあわせて本校の自転車ステッカー(有料)を自転車に貼ってください。

販売場所 : センセイオフィス(生徒部)

価 格 : 300円

※各駅等の駐輪場を利用する場合は、各自で利用申請してください。

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条** 本会は島根県立津和野高等学校生徒会と称する。
- 第2条** 本会は会員生徒相互の人格を高め、友愛と協和により自主的・民主的な学校生活を送るための主体的活動を行うことを目的とする。
- 第3条** 本会は島根県立津和野高等学校に在籍する生徒を会員とする。
- 第4条** 本校教職員は本会の顧問として、本会の運営に参与し、本会の目的のために指導助言にあたる。

第2章 組織

- 第5条** 本会は次の機関を設ける。
- 生徒総会・執行部・代議委員会・各種委員会（文化委員会・ボランティア委員会・体育委員会・報道委員会・保健委員会・図書委員会・情報モラル委員会）・学級会

第3章 役員

- 第6条** 本会に次の役員をおく。
- 会長1名・副会長1名・書記2名・会計2名・議長1名・副議長1名・執行委員5名
- 第7条** 執行部の数は、会長の判断により若干の増減を行うことができる。
- 第8条** 役員は役割は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表する。
 2. 会長は生徒総会を招集し統括する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の役を代行する。
 4. 書記は生徒総会および執行委員会の議事並びに決議事項を記録する。
 5. 会計は生徒総会および執行委員会において会計決算案並びに会計予算案を報告する。
 6. 議長は生徒総会および執行委員会の議事運営を行う。
 7. 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときは議長の役を代行する。
 8. 執行部員は他の役員を補佐し、本会の活動の企画運営にあたる。
- 第9条** 本会の役員は、次の規定に基づき選出される。
1. 生徒会長は会員の総選挙により選出される。
 2. 副会長、書記、会計、議長、副議長、執行部員は会長が指名する。
 3. 役員に欠員が生じた場合は補充する。補充の手続きは役員決定方法に準じて行う。
- 第10条** 役員は任期は一年とし、5月に改選する。
- 第11条** 役員は4分の1以上の会員により解任請求することができ、会員の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第4章 機 関

第12条 各委員会には次の役員をおく。

委員長1名、副委員長1名。

第13条 各委員の任期は一年とする。

第14条 各委員会の役員は各委員会委員4分の1以上により解任請求することができ、各委員の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第15条 各委員会の役員に欠員が生じた場合は補充する。補充の手続きは役員の決定方法に準じて行う。

第16条 各委員会の委員長は必要に応じて委員会を招集する。また、委員会の審議決定事項は会長に報告し、会長は必要に応じて代議委員会に諮り承認を得る。

第17条 各委員会の会議は、委員の3分の2以上を定足数とし、審議事項は過半数多数決制により決定する。

第18条 各委員会には必要に応じて生徒会会計に予算を計上する。

第1節 生徒総会

第19条 総会は会長が招集する。定例総会は毎年5月に開催する。会長は臨時会の招集をすることができる。また、会員の4分の1以上からの請求があった場合、会長は会を招集しなければならない。

第20条 生徒総会は本会の最高意思決定機関とする。

第2節 執行部会

第21条 本部会は、第6条に規定する役員で構成する

第22条 本部会は、必要に応じ会長が召集する。

第23条 本部会の部員は必要に応じ、各委員会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

第3節 代議委員会

第24条 本委員会は各学級より1名選出された代議委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第25条 本委員会は会長の任命した役員について承認を行う。

第26条 本委員会は会長の任命した役員について3分の2以上の賛成によって否認することができる。

第27条 本委員会は各委員会から提出された審議事項を審議決定し、会長に報告する。

第4節 文化委員会

第28条 本委員会は各学級より1名選出された文化委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第29条 本委員会は、文化活動に関する企画・立案・調整、生徒会誌の編集を行う。

第5節 報道委員会

第30条 本委員会は各学級より1名選出された報道委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第31条 本委員会は、学校新聞の作成、校内放送が適切に行われるよう協力する。

第6節 保健委員会

第32条 本委員会は各学級より2名選出された保健委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第33条 本委員会は、生徒の保健衛生の向上について保健部の指導の下、活動を行う。

第7節 図書委員会

第34条 本委員会は各学級より2名選出された図書委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第35条 本委員会は、生徒の読書習慣の向上について図書部の指導の下、活動を行う。

第8節 ボランティア委員会

第36条 本委員会は各学級より1名選出されたボランティア委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第37条 本委員会は、生徒のボランティアに対する意識向上について啓発し、活動の推進を実践する。

第9節 体育委員会

第38条 本委員会は各学級より2名選出された体育委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第39条 本委員会は、本会の主催する体育活動の企画・立案を行い、その運営を行う。

第10節 情報モラル委員会

第40条 本委員会は各学級より1名選出された情報モラル委員からなる。互選により委員長、副委員長を決定するものとする。

第41条 本委員会は、校内における生徒の情報モラル意識の向上を目的とし、啓発活動等を行う。

第11節 学級会

第42条 学級会は、各学級生徒全員をもって構成する。

第43条 学級会は、2名の学級委員を置く。学級委員は各学級で担任教諭の指導の下選出する。

第44条 学級委員は、各学級の代表とする。

第5章 部 活 動

第45条 生徒会に、学校が設置した以下の部活動に関係組織として置く。

体育部 野球部、陸上競技部、ソフトテニス部、弓道部、
女子バレーボール部、卓球部

文化部 合唱部、吹奏楽部、美術部、グローバル・ラボ

第46条 本会は、部活動に対して生徒会費の中から予算を計上する。

第47条 各部の会計は、顧問の指導の下で行う。

第48条 各部活動は、大会等の参加結果を生徒部に報告する。

第6章 会 計

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第50条 本会の経費は、会員の会費をもってあてる。

第51条 決算について、代議委員長・副委員長が監査する。

第52条 会計は、生徒総会において決算案の報告と予算案の提案を行う。

第7章 改 正

第53条 本会則の改正は、代議委員会の審議を経て、学校長の決済を受けて発効する。

第8章 最終決定権

第54条 学校長は生徒会に関する事項の最終決定権を有する。

第9章 補 則

本会則は平成18年4月1日から施行する。

平成22年3月23日改正

平成27年3月18日改正

平成31年3月22日改正

令和5年1月19日改正